


広島県告示第六百二十二号

広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）第十四条第二項の規定による職員の身分を示す様式を次のとおり定める。

令和八年五月二十一日

広島県知事 横 田 美 香

（表面）

第 号
身 分 証 明 書
職 名
氏 名
年 月 日生
年 月 日
広島県知事 

上記の者は、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号）第14条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。

6センチメートル

9センチメートル

(裏面)

広島県土砂の適正処理に関する条例 (抜粋)

(立入検査)

第 14 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、元請負人の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により、元請負人の事務所その他その業務を行う場所に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。